第

6 5 4 9

묽



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2020年)令和2年 10月 26日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp

生産緑地の評価の改正

A:次のようになりました。

【解説】

生産緑地法が改正になり、市町村長は、申出 基準日が近く到来することとなる一定の生産 緑地を特定生産緑地として指定することがで きることとなりました。

特定生産緑地とは、その周辺の地域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して、保全を行うことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であるものとして認められるものとして、市町村長が生産緑地の所有者等の同意を得て指定するものをいいます。

この特定生産緑地の指定された生産緑地の所有者は、指定期限日以後において、市町村長に対し、その生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることができることとなっています。

また、一般生産緑地として指定期限を30年延長することはできませんが、申出基準日までに特定生産緑地の指定を受けた場合には、指定期限日までに改めてその生産緑地の所有者等の同意を得る等して、指定期限を10年延長することができることとなっています。

特定生産緑地の評価は、これまでの一般生産緑地と同様の評価をし、買取りの申出の日から起算して3か月を経過したものについては、一般の農地等と同様の評価をします。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】







